

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、井手町は3月、4月に続き、これまでに寄贈いただいたものや町の備蓄品からマスク4000枚を、5月19日(火)、社会福祉法人弥勒会での里やデイサービスみのり、子育て支援センター、放課後児童クラブなど、町内の福祉関係施設に届けました。(P02に関連記事)



6

令和2年6月
2020
No.573

広報 いで

IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

目次

特別定額給付金の申請はお済ですか？	P05
自動車急発進防止装置取付費用を補助します	P06
骨髄ドナー助成事業を実施しています	P07
「空き家・空き地バンク」をご存知ですか？	P08
新型コロナの影響に係る手数料・保険税減免等について	P09



副町長に 島田智雄さんを選任

5月1日（金）に開催された井手町議会5月臨時議会において、副町長に島田智雄さん（前参与）が選任されました。



島田副町長

島田さんは、昭和56年に京都府庁に入庁。山城北土木事務所技術次長、中丹西土木事務所所長、山城北土木事務所所長、建設交通部理事（道路計画課長事務取扱）などを歴任され、平成30年からは事業部門専門の特別職として井手町参与を務めてこられました。



副町長を退任された中谷さん

3期12年にわたり副町長を務めてこられた中谷浩三さんが、5月11日（月）をもって副町長を退任されました。

ご苦労様でした 中谷副町長が退任

中谷さんは、昭和46年4月に井手町職員に採用さ

務めてこられました。任期は、5月12日から4年間。

れ、企画財政課長、総務部長、理事などを歴任し、平成20年5月より副町長として活躍されました。

寄附をいただきました

【地域住民の安心安全として】

▽井手町チャリティーゴルフ大会実行委員会様（西島誠大会会長）から、プリーツ型マスク2,000枚の寄附をいただきました。
▽村上海斗様（井手町出身・プロ野球選手 読売ジャイアンツ）から、プリーツ型マスク10,000枚の寄附をいただきました。



村上海斗様

▽（株）エールエンジニアリング様（吉岡利剛代表取締役）から、プリーツ型マスク6,000枚の寄附をいただきました。
▽大仁田喜行様から、フェイスシールド200枚の寄附をいただきました。

町では、これら善意の寄附を、感染症予防のため、社会福祉施設等へ配布するなど、有効に活用させていただきます。

【医療事業として】
▽中井義高様から30,000円の寄附をいただきました。町では、この善意の寄附を、医療事業の充実のため、

有効に活用させていただきます。



井手町チャリティーゴルフ大会実行委員会様



エールエンジニアリング様

人事異動（5月12日付）

▽井手町参与（特定任期付職員）西垣義郎



新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請及び 学生納付特例申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請及び学生納付特例申請が可能となりました。

■免除申請対象となる方

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方。

■学生納付特例申請の対象となる学生

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が学生納付特例基準相当になることが見込まれる方。

■申請の対象となる期間

- 免除申請の対象となる期間
令和2年2月分から6月まで ※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です。
- 学生納付特例申請の対象となる期間
 1. 令和元年度分として令和2年2月分から令和2年3月分まで
 2. 令和2年度分として令和2年4月分から令和3年3月分まで

■申請に必要なもの

- 免除申請の方
 1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- 学生納付特例申請の方
 1. 国民年金保険料学生納付特例申請書
 2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
 3. 学生証のコピー

■申請方法

申請書の提出先は、井手町役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

■ 保健医療課からのお知らせ

■ 国民健康保険税 納税通知書の送付

令和2年度の保険税の納税通知書を6月中旬、世帯主（納税義務者）あてに郵送します。国保は世帯単位での加入が義務づけられており世帯主の方が国保に加入していない場合（擬制世帯主といいます）でも、保険税の納税義務が発生します。保険税は1年分（12ヵ月分）を6月から翌年3月までの10回に分けて支払う仕組みになっています。

また年金天引き（特別徴収）により保険税を納付していただく世帯については4月・6月・8月の納付額は令和元年度の税額で仮徴収を行い、10月・12月・翌年2月の納付額で令和2年度の税額に合わせて調整します。

■ 国民健康保険税の制度変更について

法律の改正に伴って、均等割・平等割の減額対象となる所得基準を拡大します。また課税限度額を引き上げます。

○ 軽減割合

（令和元年度） 世帯の総所得金額等の合計額

7割軽減 基礎控除額（33万円）を超えない世帯

5割軽減 【基礎控除額（33万円）+28万円×被保険者数】を超えない世帯

2割軽減 【基礎控除額（33万円）+51万円×被保険者数】を超えない世帯



（令和2年度）

7割軽減 変更なし

5割軽減 【基礎控除額（33万円）+28万5千円×被保険者数】を超えない世帯

2割軽減 【基礎控除額（33万円）+52万円×被保険者数】を超えない世帯

○ 限度額の変更

基礎分 61万円→63万円

支援金分 19万円→変更なし

介護分 16万円→17万円

○ 課税標準および税率

区分	課税標準	基礎分 税率	支援金分 税率	介護分 税率※
所得割	（総所得金額+山林所得金額+長期譲渡所得金額+短期譲渡所得金額）-33万円	$\frac{6.20}{100}$	$\frac{2.10}{100}$	$\frac{1.30}{100}$
資産割	土地・家屋にかかる固定資産税額	$\frac{39.0}{100}$	$\frac{6.00}{100}$	$\frac{4.70}{100}$
均等割	被保険者1人につき	26,600円	7,800円	8,800円
平等割	1世帯につき	29,400円	7,200円	5,900円
保険税課税限度額		63万円	19万円	17万円

※課税標準×税率=保険税額（各区分の合計）

※40歳から64歳までの方は基礎分・支援金分と合わせて介護分も課税されます。

○ 収入がない方も申告を

国保税・高額療養費等の自己負担額は前年の所得に基づき算定されます。障害・遺族年金の受給者や扶養されていた方も住民税の申告（収入がない場合でも申告が必要です）を行ってください。申告がない場合は保険税の軽減措置の対象外となりますのでご注意ください。

■こんなときは14日以内に国民健康保険担当まで届けてください

◎国民健康保険に入るとき

こんなとき	持参するもの
他の市町村から井手町に転入してきたとき	印かん・前の市町村の転出証明書 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
退職して職場の健康保険がなくなったとき、被扶養者からはずれたとき	印かん・職場の健康保険証からはずれた証明書 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
国民健康保険の加入世帯に子どもが生まれたとき	印かん
生活保護を受けなくなったとき	印かん・保護廃止決定通知書 個人番号（マイナンバー）が分かるもの

◎国民健康保険をやめるとき

こんなとき	持参するもの
井手町以外の市町村に転出するとき	印かん・国民健康保険証 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
就職して職場の健康保険に入ったとき、 被扶養者となったとき	印かん・職場の保険証と国民健康保険証 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
国民健康保険に入っている人が死亡したとき	印かん・国民健康保険証 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
国民健康保険に入っている人が生活保護を受けるようになったとき	印かん・国民健康保険証・保護決定通知書 個人番号（マイナンバー）が分かるもの

（就職等で会社の保険に加入した場合には、本人または同世帯員が国民健康保険の喪失手続きを行わないと国民健康保険は喪失となりません。会社等が手続きすることはありませんのでご注意ください。）

◎その他の場合

こんなとき	持参するもの
井手町内で住所が変わったとき、 世帯主や氏名が変わったとき	印かん・国民健康保険証 個人番号（マイナンバー）が分かるもの
保険証をなくした（汚れて使えなくなった等）とき	印かん・本人であることを証明するもの（使えなくなった国民健康保険証等）、個人番号（マイナンバー）が分かるもの

お問い合わせは：保健医療課（Tel 82-6166）

特別定額給付金の申請はお済ですか？

令和2年4月27日時点において、井手町の住民基本台帳に記録されている方全員を対象に、その方が属する世帯主の方に一括給付されます。受付は8月11日までです。

給付額はお一人
国から特別定額給付金 10万円
+
井手町から生活応援給付金 2万円 です

対象となる世帯主の方には5月中旬までに申請書をお送りしていますので、必要事項をご記入いただき、本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等の写し等どれか1点）、指定した口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードの写し等）を添えて、同封の返信用封筒でお申し込みください。

特別定額給付金を申請いただきますと、国からの全国一律となる給付対象者1人につき10万円（世帯の合計金額は特別定額給付金申請書に記載）が給付されるとともに、井手町では、さらに独自の生活応援給付金として、給付対象者1人につき2万円を上乗せ給付いたします。（ただし特別定額給付金申請書受付時点で井手町から転出されている方は除きます）※井手町生活応援給付金として、別途申請していただく必要はありません。

お問い合わせは、井手町特別定額給付金担当 企画財政課 Tel 82-6162
地域創生推進室 Tel 82-6170



自動車急発進防止装置 取付費用を補助します



井手町自動車急発進
防止装置取付費用補
助のサイト

【対象者】

次のすべてに該当する方。

①町の住民基本台帳に記載されている方であり、申請時において満70歳以上の方。

②非営利かつ自ら使用する目的で補助の対象となる自動車へ急発進防止装置を取り付けた方。

③自動車運転免許証を所有している方。

④取付業者で取り付けをした方。

【補助金の額】

急発進防止装置の取り付けに要した費用の2分の1を乗じて得た額（百円未満の端数が生じたときは切り捨て）以内とし、2万円を上限とします。

【申請に必要なもの】

次の①～⑦の書類を用意し、高齢福祉課にて申請を行ってください。

①井手町自動車急発進防止装置取付費用補助金交付申請書

②補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し
※改造の箇所及び経費を明らかにしたもの

③取り付け箇所の写真

④有効期限内にある運転免許証の写し及び自動車検査証の写し

⑤井手町自動車急発進防止装置取付費用補助金交付請求書

⑥補助金振込口座の分かるもの（預金通帳）

⑦印鑑

※①および⑤については、町ホームページからダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しすることができま

ます。
お問い合わせは、高齢福祉課（TEL 82・6165）まで。

町内に居住している満70歳以上の方に対して、交通事故の防止や事故時の被害軽減を図るため、所有する自動車への急発進防止装置の取り付けに係る費用の一部に対して補助を行います。（ただし、急発進防止装置を取り付けた日から1年以内とします。）

急発進防止装置

自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際に急発進を抑制し、若しくはアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれた場合にブレーキ操作が優先される装置。

不妊治療等助成制度のお知らせ

井手町では一般不妊治療、不育症治療（検査）を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽減するために、治療等に要した医療費の一部を助成しています。

《対象となる方》

- (1) 京都府内の市町村に引き続き1年以上住所を有しているご夫婦のうち、井手町内に住所を有している間に不妊治療等を受けられた方
- (2) 各種医療保険に加入しておられる方
- (3) 人工授精に要した費用について、助成を申請する場合は法律上の婚姻をされている方

《対象となる治療費及び助成金額等》

- (1) 一般不妊治療
 - ①不妊治療（健康保険適用分）に要した医療費（自己負担分）
 - ②人工授精に対して負担した医療費

◆①及び②の医療費のそれぞれの2分の1の額の合計（お一人につき1年度あたり10万円を限度）。①の医療費のみに対して助成するときは6万円を限度
 - (2) 不育症治療等
不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療（いずれも健康保険適用分）に対する医療費（自己負担分）

◆医療費の額の2分の1の額（お一人につき1回の妊娠あたり10万円を限度）
- ※京都府の制度で、体外受精、顕微授精、男性不妊治療に対する助成制度として特定不妊治療費助成事業があります。
詳しくは山城北保健所綴喜分室（Tel 63・5745）までお問い合わせください。

《申請手続き》

保健センターで受け付けます。

詳細や申請に関するお問い合わせは、井手町保健センター（Tel 8 2-3 3 8 5）へ

井手町骨髄ドナー助成事業を実施しています

井手町では移植に用いる骨髄等の適切な提供の推進を図るため、骨髄等を提供した住民に対し、助成金を交付します。

【対象者】

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等の提供を行った人で、次に掲げる要件のいずれにも該当する人。

- (1) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に井手町に住所を有している者であること。
- (2) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者であること。

【助成対象】

助成金の対象は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談。ただし、骨髄等の採取等に関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

【助成額】

助成対象の(1)～(4)の通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

【交付の申請】

骨髄等提供日から90日以内に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) その他、町長が必要と認める書類

【申請場所・問い合わせ】

井手町立保健センター（Tel 8 2-3 3 8 5）

「空き家・空き地バンク」をご存知ですか？

利用可能な空き家・空き地の 情報提供にご協力を！！



■空き家・空き地バンクとは

空き家・空き地（以下「空き家等」という。）を所有する方から登録の申し込みを受け、登録された空き家等の物件情報を町のホームページなどで広く提供する仕組みです。

空き家等を放置すると、防犯、防災、景観の面でも好ましくありません。

町内に空き家等を所有している方で、売却や賃貸をご検討いただける物件がある場合には、ぜひ「空き家・空き地バンク」にご登録ください。

■空き家等の登録などの手順

(1)登録の申し込み
地域創生推進室へ、登録申込書などの必要書類を提出いただきませ

す。

(2)物件の登録

空き家・空き地バンクへの登録が可能と判断された場合、登録台帳に登録するとともに、

物件の所在地、状況、所有者の希望条件といった情報を町のホームページなどに掲載します。

(3)交渉・契約

登録いただいた物件について、利用を希望される方がいらっしゃった場合、

登録事業者（住まいのKAN）。（以下同じ。）を通じた交渉等の後、契約の締結に進みます。

■家財の撤去や家屋の修繕に対する支援があります

空き家バンクを通じた売却や賃貸に当たっては、次の費用について町から助成を受けられます。（契約締結後、一定期間にわたり利用が見込まれる場合に限りです）

・残存家財の撤去費用

・ハウスクリーニング費用

・空き家を活用するための最低限の修繕（1件当たり上限50万円）

※支援は予算の範囲内に限りま

■利用希望者の手順

(1)利用の申し込み

地域創生推進室へ、利用申込書や誓約書を提出いただけます。

利用希望者、利用目的などが適当と認められた場合、登録事業者に通知します。

(2)交渉・契約

登録事業者等との交渉の後、契約の締結に進みます。町は交渉・契約には関与しません。

お問い合わせは地域創生推進室
(TEL 82・6170)

「空き家・空き地バンク」の物件情報等はこちらのQRコードから。



新型コロナウイルス感染症の影響に係る 手数料・保険料（税）減免等について

項目	内容	対象期間	お問い合わせ先
各種証明書交付手数料免除	<p>融資・助成金の支援制度を利用する際に必要となる各種証明書の交付手数料を免除（交付申請書に支援制度名、提出先等の記入が必要です）</p> <p>①住民票の写し（広域交付住民票を除く） ②住民票記載事項証明書 ③印鑑登録証明書 ④課税（所得）証明書 ⑤納税証明書 ⑥固定資産評価証明書、公課証明書</p> <p>①～③は住民福祉課、 ④～⑥は税務課にて交付</p>	令和2年10月30日まで	<p>住民福祉課 0774-82-6164</p> <p>税務課 0774-82-6163</p>
国民健康保険税減免	令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、一定の要件を満たす場合は申請により保険税の減免を行う。	令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている国民健康保険税	保健医療課 0774-82-6166
介護保険料減免	令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、一定の要件を満たす場合は申請により保険料の減免を行う。	令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている介護保険料	高齢福祉課 0774-82-6165
後期高齢者医療保険料減免	令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などで、一定の要件を満たす場合は申請により保険料の減免を行う。	令和2年2月1日～令和3年3月31日の間に納期限が設定されている後期高齢者医療保険料	保健医療課 0774-82-6166
国民年金保険料免除	令和2年2月以降にコロナ感染症の影響により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方に保険料の全部・一部の免除や猶予。	令和2年2月～6月分の国民年金保険料。 ※7月以降は改めて申請が必要	住民福祉課 0774-82-6164
国民健康保険傷病手当金	給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たす場合は申請により傷病手当金を支給。	令和2年1月1日～令和2年9月30日	保健医療課 0774-82-6166
後期高齢者医療傷病手当金	給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、その療養のため勤務することができなかった期間について、一定の要件を満たす場合は申請により傷病手当金を支給。	令和2年1月1日～令和2年9月30日	保健医療課 0774-82-6166



子育て支援カレンダー



子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

6月	行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）		
と	き	内	場
		容	所・備
			考
6月中のイベントはすべて中止させていただきます。			
7月			
7月のイベントは未定です。			

親子の広場

*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就園前の親子

*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

*のびのびクラブ

対象：2歳半～就園前まで（申込制）

子育てサークル

*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月1回程度

*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親

活動日：月2回程度

場所：多賀保育園



*サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。

●一時預かり「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】平日8:30～16:30

土曜8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（Tel 82-2232）までお問い合わせください

京田辺市消防署井手分署からのお知らせ 救急車適正利用について 本日に救急車は必要ですか？

全国的に救急出動件数は年々増加しています。井手町でも、毎年救急出動が増加傾向にあります。

出動要請の中には単なる酒酔いや「どこの病院へ行ったら良いのかわからないので・・・」、「救急車で搬送してもらった方が、早く診てもらえるから・・・」など緊急性が低いと思われる病気やケガでの救急要請も少なくありません。本日に救急車が必要な方へ速やかに救急車を出動させることができなくなっています。

へ行かれたり、また体の調子がおかしいなど感じたから早めに診察を受けるなど、大切な命を救うために救急車の適正利用にご協力をお願いします。救急車以外に搬送手段がなく、症状から緊急に病院への搬送が必要な場合は迷わず救急車を要請してください。

症状が軽い場合はご自身で最寄りの医院や病院

「救急車は町民の皆さんにとって大切なものです」有効に活用してください。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。お問い合わせは京田辺市消防署井手分署（Tel 82-3000）



新型コロナウイルス感染症に関連して - 不当な差別や偏見をなくしましょう -



新型コロナウイルス感染症に関しては、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族等への不当な差別、偏見、いじめ、SNS での誹謗中傷等の発生が危惧されています。

このような行為は重大な人権侵害であり、憶測やデマに惑わされず、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、いじめ等にあった方からの人権相談を以下のとおり受け付けています。

☆人権全般

・みんなの人権110番
0570-003-110 (法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)

・京都府人権リーガルレスキュー隊
075-741-6321 (第1・3火曜日 午後2時~4時)

☆女性の人権ホットライン (法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)
0570-070-810

☆子どもの人権110番 (法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)
0120-007-110

☆外国語人権相談ダイヤル (法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会)
0570-090-911 (専用電話番号ナビダイヤル)

人権問題の解決を
みんなの手で

令和3年度以降使用の中学校教科用図書見本を展示します

令和3年度以降使用の中学校教科用図書採択に伴い、広く住民の方から意見を聴取し、教科書選定の参考とするため、次の日程で教科用図書の見本展示を行います。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用等、感染症対策をしてお越しくください。

【自然休養村管理センター】

▽展示日/6月12日(金)

▽展示日/6月30日(火) ※土日は行いません。

▽展示時間/午前8時半~午後5時

【泉ヶ丘中学校】

▽展示日/6月24日(水)

▽展示日/6月30日(火) ※土日は行いません。

▽展示時間/午前9時~午後5時

【京都府山城教育局 教科書センター】

▽展示日/6月12日(金)

▽展示日/6月30日(火) ※土日は行われません。

▽展示時間/午前8時半~午後7時

*お問い合わせは学校教育課 (TEL 82・4333)

国民年金 Q&A

Q. 年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや相談を希望する場合、予約は可能ですか

A. 日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センターで年金相談の予約を実施しています。年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方は、予約相談をご利用ください。予約相談の申し込みは「予約受付専用電話」で行っています。電話番号は、0570・05・4890、受付時間は、月~金(平日)午前8時半~午後5時15分、土日祝日はご利用いただけません。

ご予約いただくと、相談される方のご都合にあわせてスムーズに相談できます。また、相談内容にあった職員が事前に準備のうえ、丁寧に対応します。ただし、混雑状況により、時間どおりのご案内ができない場合があります。

ご予約は、来訪を希望する日の1カ月前から前日まで受付しています。ご予約の際、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備してください。予約状況により、日時などご希望に添えない場合がございますので、お早めにご予約ください。

予約相談の実施時間帯は、月~金曜日午前8時半~午後4時、第2土曜日午前9時半~午後4時となっております。

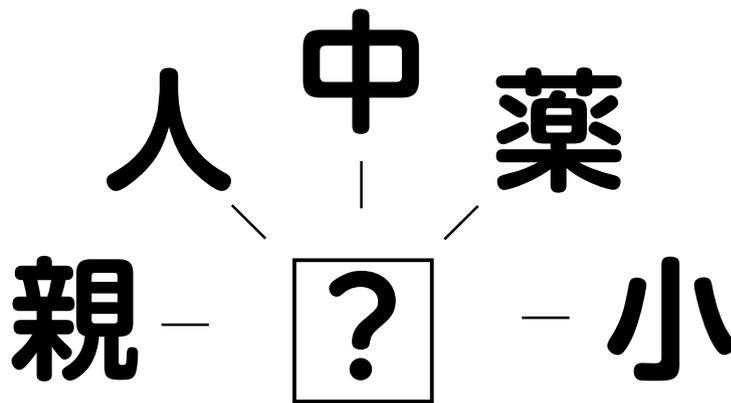
年金事務所への来訪が困難な場合、ご家族の方がご本人にかわって年金の請求などの手続きをしていただくことができます。その場合、相談窓口にご本人からの委任状(本人署名、押印)、ご本人の印鑑、来訪される方の本人確認できる書類(運転免許証など)を持参してください。

詳しくは、お近くの年金事務所又は住民福祉課までお問い合わせください。

【脳トレ ~やってみよう!~】

連想クイズ

5つの漢字から連想して、「?」には何の漢字1文字が入るのでしょうか?



知ることからはじめよう、認知症の理解

認知症のある方には、さりげなく自然で優しいサポートが大切です。そのためには認知症について理解がなければ難しいことだと思います。つい本人の言葉や行動を否定して正そうとしがちになってしまうものです。心の余裕がなければ、なおさらのことでしょう。

認知症は誰でもなる可能性はあるもので、特別な病気ではないということをもまずは知ってもらえたらと思います。ほんの少しの理解からお互いが救われることがあります。マイナスな部分にだけ捉われず、できることにも目を向けてみて下さい。

ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操

足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命を伸ばす秘訣です。
 1種目 10回を目安におこない、慣れてきたら2~3セットを目標にしましょう。
 注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこないましょう。



両膝上げ

(手順)

- ① 少し浅めに座る
- ② 座面を持ちながら両膝を持ち上げて下ろす
- ③ くり返す



パタパタ

(手順)

- ① 少し浅めに座る
- ② 片足を前に出す
- ③ かかとを床につけてつま先を上げて下ろす
- ④ できるだけ早く、くり返す
- ⑤ 反対側もおこなう

参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、「認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム」

シャキッと脳トレの正解： 指（親指、人（さし）指、中指、薬指、小指）

おしらせ



Information

耳のことなんでも相談

「ちかごろ耳が聞こえにくくなつた」「相手の声が聞こえにくい」「補聴器を使えば、よく聞こえるようになる？」など・・・

耳のことでお困りの方の相談を専門の言語聴覚士がご自宅等まで訪問させていただきます。

実施期間／令和2年6月1日～令和3年3月31日（平日午前10時～午後4時。お一人約1時間の予約制です）
内容／聴力測定及び聞こえに関する相談

申込／高齢福祉課（TEL 82・6165）

*検査の内容・相談についてのお問い合わせは、京都府聴覚言語障害センター（TEL 30・9000、FAX 55・7708）

地域の障害者相談員の方を

紹介します

障がいのある方やその家族から相談を受けるため、井手町長から委嘱された民間の協力者の方々です。相談を聞き、助言や指導を行い、障がいのある方の地域での活動を支援します。相談の内容につきましては、秘密を厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

令和2年度

身体障害者相談員 西谷静子さん
連絡先 井手町大字井手小字里57

(TEL 82・3501)

知的障害者相談員 島田 和子さん
連絡先 井手町大字井手小字山田27
・3 (TEL 82・2706)

福祉タクシー利用券の

申請はお済みですか

対象／町内にお住まいで、次のいずれかに該当する方。

1. 身体障害者手帳の交付を受け次の障がいのある方

○視覚の障がい程度が1級又は2級の方

○下肢又は体幹の障がい程度が1級又は2級の方

○上肢の障がい程度が1級又は2級で、かつ、下肢の障がい程度が3級の方

○心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、

直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の障がい程度が1級の方

2. 療育手帳の障がい程度が「A」判定の方

3. 精神障害者保健福祉手帳の障がい等級が1級の方

申請方法／身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳と申請書と印鑑を持ち、高齢福祉課へ

利用券／月額1,000円（申請の日の属する月の翌月分から交付）

*お問い合わせは高齢福祉課（TEL 82・6165）

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／6月15日（月）

午後1時～4時

場所／賀泉苑

*お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3901）まで

*消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号（TEL 090・5889・5367）

まで

【無料法律相談】

日時／6月22日（月）

午後2時～4時

場所／玉泉苑

*無料法律相談は予約制です
*お問い合わせは、社会福祉協議会

（TEL 82・3901）まで

日時／6月23日（火）

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

*障がい者相談は予約制です

*お問い合わせは、高齢福祉課（TEL 82・6165）まで

労働保険のお知らせ

令和2年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は
6月1日（月）～8月31日（月）です

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、年度更新期間について令和2年8月31日まで延長することといたしました。
- また新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- 労働保険の年度更新は管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送又は電子申請でも受け付けており、直接窓口に出向くことなく申告することが可能です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



逆ソクラテス 伊坂 幸太郎

敵は、先入観。世界をひっくり返せ！デビュー20年目の著者が描く少年たちの物語。『オール讀物』掲載の「スロウではない」など、書き下ろし3編を含む短編全5編を取録。



不思議なお菓子レシピ サイエンススイーツ 太田 さちか

お菓子作りはまるで科学実験。素材に自然界の法則があるから、作り方に決まりが生まれてレシピになります。無重力パフェ、溶けないアイス、化石チョコレートなど、お菓子と科学の実験レシピを紹介します。ポイント解説付き。



ひとはなくものやべみつりのり

すみれは、よく泣きます。悲しいとき、痛いとき、こわいとき、くやしいときに泣きます。すみれのお母さんは、泣く子は嫌いと言います。でも涙にはいろんな理由があるんだから、泣き虫の私をまるごと好きになって！と訴えます。



ミス・マーブルの名推理 アガサ・クリスティ

小さな村に住む老婦人ミス・マーブルは、じつは鋭い知性で数々の事件を解決してきた名探偵。その日も、友達から相談をうける。列車で起きた殺人事件を通報したが、死体がどこにも見つからないというのだ…。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、通常とは異なるスケジュールで開館する場合があります。詳しくは図書館までお問い合わせください。

【開館時間】 火曜日～日曜日
4月～9月 午前10時～午後6時
10月～3月 午前10時～午後5時
☆6月・7月の休館日
6月1・8・15・22・25・29日
7月6・13・20・27・28・29・30日
☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊・2週間
雑誌は1人5冊・2週間

【誰も気づかなかった】 石田香織
「鴻上尚史のもっとほがらか人生相談」 鴻上尚史
「蓼食う人々」 遠藤ケイ
「おうちは遊びのワンダーランド」 木村研

【うめももさくら】 磯みゆき
「親子で楽しむ紙しばい」 7月11日(土) 午後1時半
【七夕まつり】 図書館・絵本コーナー
7月1日(水)～7日(火) 図書館・展示コーナー



山吹ふれあいセンター

図書館情報

お問い合わせは82-5700まで

視聴覚資料は1人3点・1週間
☆主な新着資料の紹介
6月 一般書
「法の雨」 下村敦史
「空のあらゆる鳥を」 チャーリー・ジェーン・アングダーズ
「うめももさくら」

「もりのかばんやさん」
「まちがいない名探偵」 杉山亮
「エルシーと魔法の一週間」 ケイ・ウマンスキー
「みんなでねんね」 まるやまあやこ
「こんたくんきをつけて！」

6月・7月の出張貸出
☆賀泉苑(毎週水曜日 午前10時～正午)
6月17・24日
7月1・8・15・22日
☆玉泉苑(毎週木曜日 午後2時～午後4時)
6月11・18・25日
7月2・9・16・30日

ごみ収集日程表(6月11日~7月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(Tel 82 - 6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙<その他の紙類>)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク 容器包装	その他
北水無	北水無区	火・金曜日	6月18日	6月11日 7月9日	7月2日	6月25日	水曜日	火曜日
玉石高	玉石高区	月・木曜日	6月19日	6月12日 7月10日	7月3日	6月25日	水曜日	火曜日
上井手多賀	上井手多賀全区	火・金曜日	6月25日	6月11日 7月9日	7月2日	6月18日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	区域番号	収集区域
6月11日 7月2日	④	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
6月16日 7月7日	⑦	西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
6月18日 7月9日	⑨	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜、阿弥陀寺
6月22日	⑪	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内、下赤田、上赤田
6月24日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田、柏原
6月26日	⑮	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
6月30日	②	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、鳥休、柴木田

うちの
収集日は...



※し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課(Tel 82-6168)まで

ごみの分け方・出し方

(燃やすごみ)

出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする(大切です)
 - 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
 - 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
 - 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる
(一度に出すのは2~3束まで)
 - たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くずなど
 - 汚れが落ちない容器包装
 - 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください
- ※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります



おめでとうございます

(4月16日から5月15日までの届け出分・敬称略)

出生	住所	赤ちゃん	届出人
	多賀	山本 修司	明男
	井手	瀧下 莉羽	翔子
	井手	西谷 芽母	尚和
	井手	小畑 季苜	靖典

婚姻	住所	夫	妻
	井手	永田 将志	小久保 薫

公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
地域創生推進室	0774-82-6170
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	0774-82-3380
いづみ人権交流センター	0774-82-4112
いづみ児童館	
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (6月11日～7月10日)

※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・延期・変更になる恐れがあります。事前にご確認をお願いします。

月日	曜日	行事
6/11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～、賀泉苑・予約制)
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
23	火	障がい者相談(午後1時半～、役場西別館1階会議室・予約制)
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
7/1	水	無火災デー防火パレード
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	



発行：京都府綴喜郡井手町
編集：企画財政課
井手町ホームページ
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

